

豊川市民児協慶弔規程内規

事項		豊川市民児協 の弔慰金有無	連絡範囲	備考
死亡	理事 ・ 一般 委員	本人	本人・家族等→事務局 →全理事 ※ <u>地区内委員への連絡 は地区内ルールに従う</u>	<u>弔辞の奉読は、遺族の意向 に従い、弔辞を奉読する場 合は、豊川市民児協会長又 は代理が代読する</u>
		配偶者		
		同居の親・子		
	別居の親	無し	規定なし	
元委員	本人	10年以上在職し、退任後3年以内に死亡の場合、弔慰金有り。	弔慰金支払い対象者の場合、 ・家族等→(地区会長→)事務局 ※ <u>地区内委員への連絡 は地区内ルールに従う</u>	

※豊川市民児協の部会及び豊川市主任児童委員連絡会関連で、本人・配偶者・同居の親子に慶弔事項が発生した場合は、本人・家族等から連絡を受けた事務局は、部会等の代表に連絡する。

附 則

この内規は、平成26年9月4日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和7年12月1日から施行する。